

神奈川県最低賃金の改正と助成金のお知らせ

【平成28年10月1日より】

- ◆ 常用・臨時・パート・アルバイト等の雇用形態や呼称の如何を問わず、県内の事業者で働く、すべての労働者とその使用者に適用される神奈川県最低賃金が、平成28年10月1日から、時間額930円(25円引き上げ)となりました。

なお、次の賃金は最低賃金の対象となる賃金に含まれません。

- ① 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- ② 臨時に支払われる賃金
- ③ 一ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金
- ④ 時間外、休日労働に対する賃金、深夜割増賃金

問合せ先 労働基準部賃金室(電話 045-211-7354)

- ◆ 最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業所に対する支援策として、次の助成金の拡充、支援要件の緩和がなされています。

◎ 事業改善助成金:生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内最低賃金を60円以上引き上げた場合、100万円を上限として、設備投資等の費用の1/2(30人以下の事業場は3/4)の助成等。

◎ 問合せ先 雇用環境・均等部指導課(電話 045-211-7380)

◎ キャリアアップ助成金(処遇改善コース):有期契約労働者等、非正規労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため正社員化、人材育成、処遇改善の取り組みを実施し、その基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し昇給した等の場合、対象労働者数に応じた額の助成等。

◎ 問合せ先 職業安定部職業対策課(電話 045-650-2801)

神奈川県労働局のホームページアドレス
<http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>